

通勤手当支給規則

平成27年 3月30日規則第47号

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号)第16条の規定による通勤手当の支給については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

(施行の細目)

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成27年条例第30号)第7条の規定により支給される通勤手当については、この規則の規定を準用する。
- 3 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものについては、大阪市通勤手当支給規則(昭和44年大阪市規則第32号)の規定に基づきなされた、届け出、決定等その他の行為は、当該規則の規定によりなされたものとみなす。